

## 「滋賀県大学図書館連絡会共通閲覧システム Q&A」

(共通閲覧システムの参加図書館)

Q1: 共通閲覧システムには、連絡会に加盟するすべての図書館が参加しているのですか？

A1: この共通閲覧システムには、令和3(2021)年4月1日現在、連絡会に加盟する全13大学図書館が参加しています。詳しくは、「滋賀県大学図書館連絡会共通閲覧システム個別大学利用案内」で確認することができます。

(共通閲覧システムの利用範囲)

Q2: 共通閲覧システムの利用範囲について教えてください。

A2: 連絡会加盟図書館の大学に在籍している教職員・学生の方は、原則として自分の大学にない資料(貸出中などの資料含む)を、身分証(学生証、教職員証等)を提示することで利用できます。利用範囲は、図書館所蔵資料の閲覧および複写を中心とします。

なお、利用範囲の詳細は、「滋賀県大学図書館共通閲覧システム個別大学利用案内」で必ずご確認ください(以下の内容についても、必ず「利用案内」でご確認ください)。

(共通閲覧システムの利用条件・手続等)

Q3: 共通閲覧システムを利用する場合、どのような手続が必要でしょうか？

A3: 原則として、学生・大学院生の方は学生証、教職員の方は身分証(教職員証)を提示することにより、利用することができます。

Q4: 共通閲覧システムに参加している図書館の利用条件は、同一になっていますか？

A4: 利用条件は各図書館によって異なります。共通閲覧システムでは、資料の閲覧と複写を基本といたしますが、貸出やレファレンス等の取扱いは各大学図書館により様々です、「滋賀県大学図書館共通閲覧システム個別大学利用案内」で必ず確認してください。

Q5: 共通閲覧システムに参加している大学であれば、身分証の提示によって、所蔵資料をすべて閲覧できるのですか？

A5: 大学によって異なりますが、基本的に閲覧できる資料は、各図書館にあるものです。研究室・資料室等にある資料は、あなたが所属する大学図書館を通して事前に連絡をすることにより、閲覧が可能となる場合もあります。貴重書も同様の扱いになるところが多いと思われます。詳しくは、「滋賀県大学図書館共通閲覧システム個別大学利用案内」で必ず確認してください。

(共通閲覧システムの実際の利用方法)

Q6: 利用したい資料をOPAC(蔵書目録データベース)で検索したら、共通閲覧システムに参加している他大学の図書館にありました。どのようにすれば利用できますか？

A6: 以下の方法で利用することができます。

- ①自分で直接訪問して利用することができます。
- ②利用を希望する図書館の「利用案内」で、開館時間・利用の範囲等を必ず確認してください。
- ③実際訪問しても、他の利用者が貸出中または閲覧中などの理由により、閲覧できない場合があることをご承知おきください。

※確実に利用したい場合(資料の取置等)は、あなたが所属する図書館のカウンターで、必要な手続きをしてください。

(席貸しの利用について)

Q7: 自宅の近くに、共通閲覧システムに参加している他大学の図書館があります。資格取得等の勉強で利用したいのですが、利用は可能ですか？

A7: この共通閲覧システムは、資料の閲覧と複写の利用を前提としており、自習のための席利用は想定していません。

(図書館利用の基本マナー)

Q8: 共通閲覧システムを利用する場合、他に注意することはありますか？

A8: 言うまでもないですが、各図書館のルールやマナーをしっかりと守り、迷惑にならないように利用することが大切です。

具体的には、次の6項目をあげることができるでしょう。

- ① 図書館資料は大切に扱うこと。
- ② 館内では他の利用者の迷惑にならないよう静粛にすること。
- ③ 館内は飲食禁止です。ペットボトルなどの飲物は、机の上に置かないこと。
- ④ 館内では携帯電話を使用しないこと。
- ⑤ 図書館職員の指示に従うこと。
- ⑥ その他各図書館の定めたルール・マナーを守ること。